

Title	正田彬氏学位請求論文審査要旨
Sub Title	Summey of the doctorate theses
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.4 (1968. 4) ,p.135- 138
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680415-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

正田彬氏学位請求論文審査要旨

主論文題目「経済法の性格に関する研究」

副論文題目「独占禁止法」(コンメンタール)

主論文「経済法の性格に関する研究」は、第一章「経済法の性格」、第二章「経済法における経済的従属関係」、第三章「労働法と経済法の関係」、第四章「日本における独占禁止法制の性格」、第五章「独占禁止法制定の性格」、第六章「独占禁止法改正(昭和二十八年)」と公共の福祉」、第七章「欧州経済共同体の競争制限法制」などからなる。第一章「経済法の性格」は、第一節「社会法成立の基礎」、第二節「社会法としての労働法の成立」、第三節「独占資本主義段階における経済法の成立」、第四節「経済法の問題点」からなる本論文のいわば総論ともいべきものである。本章においては、まず近代市民社会の発展過程において顕著となつた経済的従属関係を規制する法としての社会法が成立した過程を論述し、次で社会法の範域において労働法がまず出現したゆえんについて述べ、それよりおくれで資本制社会が独占段階に発展するにおよんで経済法が登場したことを明らかにし、労働法におけると同様に経済法は経済統制法と経済団体法とからなるとしている。そして経済法の基本的問題として次の三

点を指摘する。すなわち第一点は、経済法の基本原理である経済的従属者の生存権、いいかえれば対独占資本との関係における中小企業者等の生存権の問題である。第二点は、経済法は国民経済という共同経済の法として、国民経済的立場を拠点とすることである。第三点は、経済法における独占資本力と国家権力との結合の問題である。以上、本章は第二章以下で論述される諸問題についての一般論的問題の提起であるといふことができる。

第二章「経済法における経済的従属関係」は、第一節「個別的従属関係と体制的従属関係」、第二節「労働者である消費者の地位」、第三節「資本間の従属関係」、第四節「経済法の二面性」からなる。本章においては、経済法を独占段階における経済的従属関係を規制する法であるとする立場から、その経済的従属関係は個別的従属関係ではなく、経済社会に形成される市場全体を場としての従属関係、すなわち体制的従属関係であり、資本間の従属関係の成立が、市場における競争を排除し、競争機能を喪失させ、支配構造を確立するところに体制的従属関係の成立がみられるとしている。さらに体制的従属関係と個別的従属関係のさまざまなかみあいによつて形成される独占段階における支配構造は、それが資本制社会における支配構造である以上、労使関係を基調とするものであることはいふまでもない。ところが、資本間の従属関係の成立は、労働者に対する支配者間の従属関係の形成を意味する。かくして労働者としての従属性と消費者としての労働者の従属性との二重の従属性が経済法においては問題とされることになる。したがつて経済法は、独占段階

の基本的な社会関係としてあらわれる経済的従属関係において支配者としての地位に立つ独占体・支配的資本の立場からの要請と、従属者すなわち労働者である消費者を基調とし、中小企業を含む広汎な被支配者層によつて支えられる要請との二面性に着眼して理解されなければならないとしている。

第三章「労働法と経済法との関係」は、第一節「経済法の意義」、第二節「独占段階における支配構造と労働者の地位」、第三節「独占段階における労働法と経済法」、第四節「労働法・経済法における支配の論理と抵抗の論理」からなる。本章においては、労働法と経済法との区別および関係について論述し、労働法が労使間における資本の支配体制一般を前提としてあらわれるのに対して、経済法は独占段階における独占体制に特徴的な従属関係、いわば新たに生じた従属関係を前提として成立するが、労働法の対象となる労使関係は、独占段階においては、明白に独占体の支配体制の下における労使関係として性格づけられるところに、労働法と経済法との統一的理解の必要が生ずる。しかも労働法におけると同様に、経済法においても支配体制を支える論理に対して、被支配者の抵抗の論理を通して、従属者の生存権を中心とする基本権とその内容を明らかにすることができる」と説いている。

第四章「日本における独占禁止法の性格」は、第一節「独占禁止法の原理」、第二節「独占禁止法制度の基盤」、第三節「反独占禁止法制的現象と性格」、第四節「独占体による独占禁止法制的肯定面とその限界」、第五節「独占禁止法制的性格」からなる。本章におい

ては、わが国の独占禁止法制的性格を理解するには、それが如何なる形で現実の経済社会の中に、その地位を占めているかを検討することが必要であるとして、独占禁止法制的論理と実態との関係について論述している。そしてわが国における独占禁止法制的性格は、その法制度的具体化の過程との関連において理解することが必要であり、独占体と従属者との取引の実質的対等化の要請にもとづく中小企業の実質的平等権・対等取引権の確保のため、独占体の市民法的権利を規制するところに、その本質的性格を認めることができる。それにもかかわらず、今日、当面する反独占禁止法的現象の存在、すなわち独占禁止法の適用除外立法、行政措置による操業短縮カルテルおよび公正取引委員会によつて不問にふされている各種の実質的違反行為などの検討なしには独占禁止法制的実態を理解することはできないとして、その機能的限界を指摘している。

第五章「独占禁止法制定の性格」は、第一節「日本政府の計画案とその性格」、第二節「カイク案とその性格」、第三節「独占禁止法制定の意味」からなる。本章においては、わが国の独占禁止法制が成立した過程を、敗戦直後におけるわが国に対する連合国の「対日経済管理基本方針」の具体化のための諸施策および日本政府の実施政案について詳細に論述し、連合国総司令部反トラスト課のカイク判事の手になるカイク案の提示によつて始つた独占禁止法制に関する検討の過程をあきらかにしている。そしてアメリカの反トラスト法制を骨子としながら、アメリカ法に比してかなり厳格な内容をもつカイク案の内容およびこれに対する日本政府の意見につい

て詳細に論述しながら、カーム試案にあらわれた独占禁止法制への要請をもつて、経済法原理の要請に立脚した経済的従属者の基本権確保を論理的基盤とする法制度への移行をもたらす契機をなすものとして理解することができようとしている。

第六章「独占禁止法改正（昭和二十八年）」と公共の福祉」は、第一節「経済法の理念としての公共の福祉」、第二節「独占禁止法改正の概要」、第三節「独占禁止法改正と公共の福祉」からなる。本章においては、経済法の理念としての公共の福祉の意義を検討して、公共の福祉の内容には、経済的従属者の地位にある中小企業者の生存権・平等権・対等取引権が包含されるとしている。

次で昭和二十八年の私的独占禁止法の改正について詳述し、改正法第二十四条の三および同法第二十四条の四によつて新設された不況カルテルおよび合理化カルテルに関する適用除外規定をとりあげて検討し、それらが経済法の理念である公共の福祉とは相容れない性格のものであることを詳述した後、公共の福祉の理念に対して、このような独占禁止法の改正がもつ意味は、公共の福祉という社会法の無視というよりは、その理念の故意の誤用に基くものと解せられると論断している。

第七章「欧州経済共同体の競争制限法制」は、第一節「共同体条約における八五条、八六条の地位」、第二節「共同体条約八五条一項による禁止行為」、第三節「禁止の例外（八五条三項の問題）」、第四節「共同市場における支配的地位の濫用（八六条）」、第五節「八五条と八六条の関係」、第六節「競争制限規制の具体化と共同体の

機構をめぐる問題」からなる。本章においては、欧州経済共同体条約によつて、その形成が企図されている共同市場において、公正な競争の確保が中心的課題とされているが、その競争制限規制について論述している。とりわけ経済共同体における競争制限規制を内容とする条約第八十五条および八六条の解釈適用について詳述し、その運用上の問題を明らかにしている。そして本論文において国内経済法について論述した問題点が、国際経済法についてもまた妥当するところが少なくないとしている。

以上は主論文の内容の要旨である。その論ずるところは、いずれも経済法の基本問題に属する課題についてである。本論文に固有な特色は、経済法を組織化経済 (Organisierte Wirtschaft) に固有な法となす Hans Goldschmidt 以来の学説と異なり、資本制社会の独占段階における経済的従属関係の法とみる見解を樹立し、経済法が従属者に対する独占体を規制する経済統制法および独占体に対する従属的地位にある中小企業者等の経済団体法からなるとする見解である。いいかえれば、経済法をいわゆる体制的従属関係の法として理解することによつて、私的独占禁止法を経済法として理解することを可能ならしめたことは卓見であるといふことができよう。かかる主張は、いまだ試論の域にあり、学界の一般に承認するところではないが、必ずや近い将来、ひろく承認されることを期待するに足る十分な論拠をもつていると考えられる。ここに本論文について望蜀の註文をつけるとすれば、その構想の精緻さにもかかわらず、自説を樹立するに急なあまり、ときに自説の理由づけが簡にすぎ、その

主張するところを十分に理解せしめ難い憾がなくはない箇所が散見することである。

ともあれ、本論文は、戦後わが国の経済法学界が、とりあぐべくして果さなかつた課題について真正面から取り組んで、よく問題の所在をさぐり、解決の方途を示したものとして、斯学の発展に対する寄与度は高く評価され得ると考えられる。

次に副論文「独占禁止法」は、わが国の私的独占禁止法、下請代金支払遅延防止法および不当景品類及び不当表示防止法などの全条文についての註釈からなる一〇四七頁（A5版）におよぶコメントールである。各法条についての註釈は、微に入り細に涉つて内外の学説、判決例、審決例および運用例を網羅的に引用参照して、理論的側面のみならず実務的側面をも十分に考慮したコメントールとしての要請にこたえている。とりわけ主論文で展開された経済法理論が、各法条の註釈において随所によく生かされ浸透している。学界のみならず業界においても、本書がひろく注目され利用されているのもまた蓋し当然ということができよう。本書にみられる著者の学識と能力とは、並み並みならぬものがあると思料される。

以上、主論文および副論文における研究業績および学識は、正田彬氏に対し法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するに値すると認められる。

備考

本学位は、慶應義塾大学学位規定第四条によるものである。

副査 慶應義塾大学教授 法学博士 今泉孝太郎

昭和四十二年十二月八日

主査 慶應義塾大学教授 法学博士 峯村 光郎

副査 慶應義塾大学教授 法学博士 小池 隆一